**様式３－１　合併契約書（新設合併）**

合併契約書

社会福祉法人○○○、社会福祉法人○○○、社会福祉法人○○○、社会福祉法人○○○及び社会福祉法人○○○(以下「関係法人」という)は合併し、社会福祉法人○○市保育協会(以下「新法人」という。)を設立するにあたり、関係法人間で下記のとおり合併契約を締結する。

第1条　関係法人は、合併して新法人を設立し、関係法人は解散するものとする。

第2条　合併により設立すべき新法人の名称、事務所の所在地、目的、社会福祉事業の種類等は次のとおりとする。

1　名称

社会福祉法人○○市保育協会

2　事務所の所在地.

（住所）

3　目的

新法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。

4　社会福祉事業の種類

(1)　保育所○○の設置経営

(2)　保育所○○の設置経営.

(3)　保育所○○の設置経営

(4)　保育所○○の設置経営

(5)　保育所○○の設置経営

5　役員に関する事項

(1)　理事○名

(2)　監事○名

6　定款の変更に関する事項

(1)　定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、○○（所轄庁）の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項にかかるものを除く。）を受けなければならない。

(2)　前項の厚生労働省令で定める事項にかかる定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を○○（所轄庁）に届け出なければならない。

7　公示の方法

新法人の掲示場に掲示するとともに、新聞に掲載して行う。

第3条　新法人の基本財産は、次のとおりとする。

(1)　土地

①　（住所）所在の○○の敷地　1筆(○○○.○○平方メートル)

②　（住所）所在の○○の敷地　1筆(○○○.○○平方メートル)

③　（住所）所在の○○の敷地　1筆(○○○.○○平方メートル)

④　（住所）所在の○○の敷地　1筆(○○○.○○平方メートル)

⑤　（住所）所在の○○の敷地　1筆(○○○.○○平方メートル)

⑥　（住所）所在の○○の敷地　1筆(○○○.○○平方メートル)

⑦　（住所）所在の○○の敷地　1筆(○○○.○○平方メートル)

(2)　建物

①　（住所）所在の○○の○○造○○建　○○保育所　園舎　1棟(○○.○○平方メートル)

②　（住所）所在の○○の○○造○○建　○○保育所　園舎　1棟(○○.○○平方メートル)

③　（住所）所在の○○の○○造○○建　○○保育所　園舎　1棟(○○.○○平方メートル)

④　（住所）所在の○○の○○造○○建　○○保育所　園舎　1棟(○○.○○平方メートル)

⑤　（住所）所在の○○の○○造○○建　○○保育所　園舎　1棟(○○.○○平方メートル)

(3)　現金○○万円

第4条　新法人は、関係法人の令和○○年○月○日現在の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、以後合併期日までにおける収入支出を加除し、合併期日における関係法人の権利義務一切を承継するものとする。

第5条　合併期日を令和○○年○月○日とする。ただし、同日までに合併に必要な手続ができないときは、関係法人の代表者において更に協定するものとする。

第6条　関係法人は、本契約締結後その所有に係る一切の財産の管理に関し最善の注意をはらい、新たな義務等の負担その他重要なる取引については、予め関係法人の承認を受けるものとする。

第7条　本契約に規定する事項以外の事項といえども必要が生じたときは、合併条件に影響のない限り関係法人の代表者において協定し、執行するものとする。

第8条　新定款の作成とその他新法人設立のための事務については、関係法人より選任された設立事務共同執行者が行うものとする。

第9条　関係法人は、本契約の承認の他合併に必要な議決を経るため、合併契約書に調印後速やかに関係法人の理事会を招集するものとする。

第10条　本契約締結の日から合併設立に至るまでに天災地変その他の事由に.より関係法人の財産に重大な変化を来したときは、関係法人は、本契約を解除することができる。

第11条　本契約は第9条の合併承認の議決を経た後、○○県知事の合併認可の日から効力を生ずるものとする。

上記契約の成立を証とするため本書を5通作成し、関係法人の代表者において署名捺印の上、各自その1通を保管するものとする。

令和○○年○月○日

（　住　所　）

社会福祉法人　○○○

理事長

（　住　所　）

社会福祉法人　○○○

理事長

（　住　所　）

社会福祉法人　○○○

理事長

（　住　所　）

社会福祉法人　○○○

理事長

（　住　所　）

社会福祉法人　○○○

理事長